

1 滝沢市子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の制定を踏まえ、法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関を設置する必要があることから条例により設置するものです。

子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項に基づき設置する機関であり、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関になります。

2 所掌事項

子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理することになります。

子ども・子育て支援法～抜粋～

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条 略

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※特定地域型保育事業

小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、家庭的保育（利用定員 5 人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

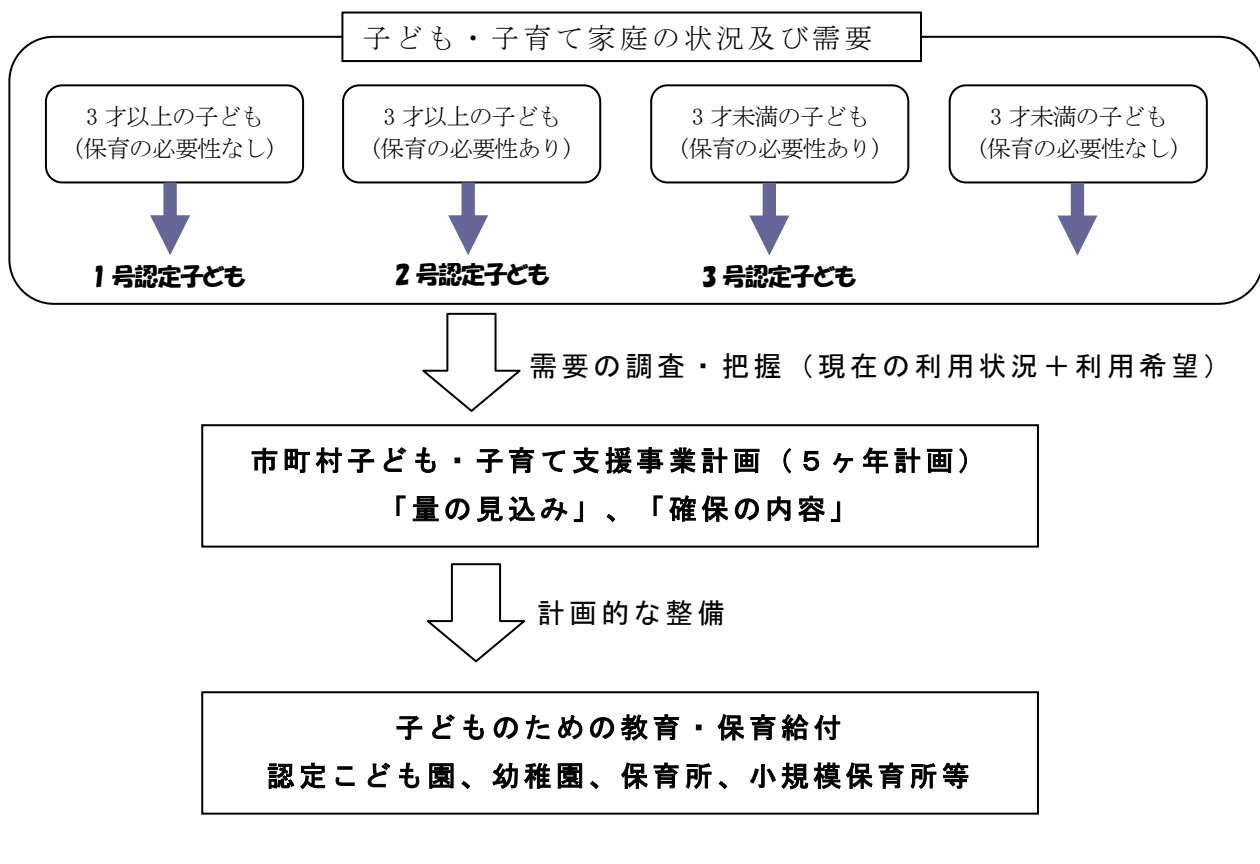
（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3 市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、国の「基本指針」で定める基準等を踏まえて、「潜在ニーズ」も含む「地域の子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（5年計画）を策定し、同計画をもとに、給付・事業を実施します。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画



【必須記載事項】

- 教育・保育提供区域の設定
 - 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期
 - 地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み、確保の内容、実施時期
 - 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保の内容
- ※「地域子ども・子育て支援事業」…放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業など

【任意記載事項】

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

○幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保及び実施時期《記載イメージ》

	1年目			2年目			3年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
① 量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)			20人			30人			50人
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人	

○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期《記載イメージ》

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20ヶ所)	800人(20ヶ所)	800人(20ヶ所)
②確保の内容	600人(16ヶ所)	700人(18ヶ所)	800人(20ヶ所)
②-①	▲200人(4ヶ所)	▲100人(2ヶ所)	0